

厚生労働大臣の定める評価療養

薬事法第二条第15項に規定する治験に係る診療
(人体に直接使用される薬物及び4機会器具等に係るものに限る)

厚生労働大臣の定める選定療養

特別室使用料 (1日につき)	特別室A	5,500円(税込)	8床(個室)
	特別室B	1,100円(税込)	24床(2人室)

~~180日を超える入院に係る選定療養費について~~

入院期間(今回の入院以前3ヶ月以内に同一の傷病で当院または他の医療機関に入院していた期間を含む)が、180日を超えた場合は、入院基本料の85%のみが保険診療扱いとなり、残りの15%に消費税を加算した金額を選定療養費として患者さんに負担していただくこととなります。

※この選定療養費は、従来保険診療扱いであったものであり、新たに医療機関の収入が増えるものではありません。

★ただし、以下の状態にある患者さんは選定療養の対象外となります。

- ・厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- ・重度の肢体不自由者、重度の意識障害者
- ・人工呼吸を使用している状態
- ・人工腎臓、持続緩徐式血液ろ過または血漿交換療法を実施している状態
- ・その他

入院料(税込)	選定療養費(1日あたり)
急性期一般入院料4	2,160円
特別入院基本料	910円